

# 新成長戦略下の事業運営

## 変化を飛躍の機会に

第2回

前回、「民主党中心の政

策の緊急整備特別対策

権が誕生したため、介護事業が成長産業としての位置付けを与えられた」と述べました。しかし、これまで介護事業そのものが、「ならぬ顧みられることがなかった」というわけではありませぬ。前政権の麻生内閣時代にも、特筆すべき見直しや施策が打ち出されてい

ます。リーマンショックに続く世界的な金融危機と不況を受け、当時の政府は昨年4月に「経済危機対策」を緊急に策定し、総額14兆円を上回る過去最大規模の補正予算を成立させました。介護分野については、「介護職員の処遇改善・介護拠点整備」が掲げられ、総額7千億円を超える財政出動が決定されました。

要綱の整備にあたっては、市町村の技術的な課題があります。例えば、施設整備にあたっては、建設業者等の「入札」が必要になりますが、その入札基準(時期、業者の審査基準、対象範囲や額等々)自体が、市町村にとっては未知なためだといことがありますが。

さらには、要綱は整備されていても中には、対象となる介護事業者を、社会福祉法人や医療法人等に限定するという「ローカルルール」を定めているなんていう市町村まであります。いつまでもなく、緊急整備事業の事業目的は、「不況対策」です。交付金を使うことが、経済活性化につながります。また、2011年度までの限定的な施策ですから、予算が尽きれば、助成は受けられなくなります。逆に、活用が進ま

①介護基盤の緊急整備特別対策事業(事業規模:約24つの特別対策事業です。)

②施設開設準備経費助成特別対策事業(同、約67.3億円)

③定期借地権利用による整備促進特別対策事業(同、約12.5億円)

④既存施設のスプリングアップ整備特別対策事業(同、約28.8億円)

地域密着型には大きな福音に

このわけ、「介護基盤の緊急整備」と「施設開設準備経費助成」は、介護事業

設時から安定した、質の高い

これらの事業は、各都道府

者それもグループホームや小規模多機能型居宅介護を新たに開設しようとする事業者にとって、大きな福音といってもいい内容です。

地域密着型サービスについて、これまでの「市町村交付金」と呼ばれる「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」と「地域介護・福祉空間整備推進交付金」による助成事業が実施されてきました。この既存の市町村交付金に助成額の上乗せをするという形で拡充された施策が、「介護基

盤の緊急整備特別対策事業」です。これまで、1カ所当たり1500万円であった補助額が、その1.75倍に相当する2625万円に増額されています。

これに加え、まったく新たな助成策として創設されたのが「施設開設準備経費助成特別対策事業」です。開設前の6カ月間に係る準備経費を助成することで、施設のハード整備と一体的な開設準備を進め、開設時から安定した、質の高

# 介護基盤緊急整備の活用 事業者からアプローチを

府県がつくった基金から交付されますが、3月5日の全国課長会議の席でも、市町村等への十分な周知が促されました。市町村の周知が進んでいない状態では、

このような事情を鑑みれば、事業者に求められるのは、行政への積極的なアプローチです。行政と「人三脚」で顧客利益につながる事業整備を進めていくという姿勢をとることで、仮に「理不尽なローカルルール」が存在するならば、自ら声を上げ見直しを求めることも必要になるでしょう。

市町村が都道府県に対して、交付を申請することになっていきます。そのため、各市町村が補助要綱を整備することになっています。

(フエルビー代表取締役・青木正人)

### 地域密着型サービスの特別対策事業 介護基盤の緊急整備特別対策事業の補助額

施設種別	従前	特別対策
小規模多機能型	1500万円	2625万円
認知症グループホーム	/箇所	/箇所
地域密着型特定施設(小規模ケアハウス)	4000万円	350万円
地域密着型特養	/箇所(2ユニット以上)	×定員数

1.75倍

施設開設準備経費助成特別対策事業の補助額  
上記4サービスで「60万円×定員数×」の補助を新設  
\* 小規模多機能型は宿泊定員

「介護基盤の緊急整備特別対策事業」は、以下の4つの特別対策事業です。①介護基盤の緊急整備特別対策事業(事業規模:約24つの特別対策事業です。)

「介護基盤の緊急整備特別対策事業」は、以下の4つの特別対策事業です。①介護基盤の緊急整備特別対策事業(事業規模:約24つの特別対策事業です。)